

「芸州吉田行程記」について

山田 稔

はじめに

「行程記」とは、萩藩絵図方が製作した街道絵図である。代表的作品として、萩から江戸までの主要街道である山陽道、東海道、中山道を描いた「行程記」全三帖（以下、「毛利家文庫「行程記」と記す）、防長両国の外周を巡る萩藩主の御廻り（領内巡見）路を描いた「御国廻御行程記」全七帖がある。また、上記の異本や控が複数遺っている。いずれも街道沿線の自然や集落景観が色鮮やかに描かれ、諸処に示された由来書の情報量も豊富で、単なる街道絵図にとどまらず、歴史資料としての価値は高い。

さて、小稿で取り上げる「芸州吉田行程記」は、山陽道の小瀬川国境を発して広島城下へ向かい、同城下で分岐して北上したのち、毛利元就墓所・郡山城跡のある安芸国高田郡吉田庄に至る道筋を描いたものである。これまで本図に関しては、概要報告にとどまっていたため、以下に具体的な内容を紹介してみたい。

一 様式・描法

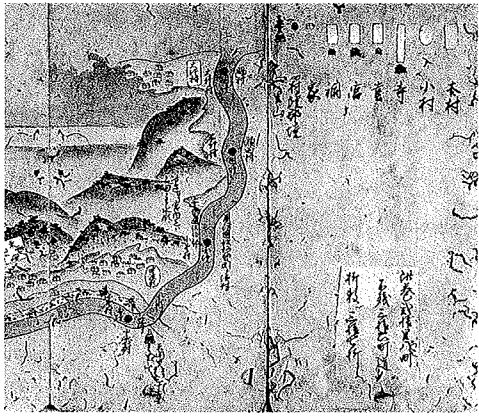
本図は、全一巻の折本装である。法量は、縦二七・八センチ、横一四・三センチ。これは毛利家文庫「行程記」をはじめとする他の「行程記」とほぼ同規格である。

表紙・裏表紙ともに柿渋塗りが施されている。表紙中央に外題箋が剥落した跡があり、その部分に「芸州吉田行程記」と墨書されている。この墨書の筆者や時期は不明であるが、本図の標題を示すものは他にない。

両表紙・本紙ともに虫損が甚だしく、折り目が切り離れている箇所も多い。また、木口部分も鼠損を受けており、状態は総じて芳しくない。巻頭、凡例下部の張り紙に「折数 三拾七折」と記されるのに対して、現存は二九折であり、八折分が欠失していることがわかる。

縮尺は、一里塚の記載がおよそ三葉半毎であることから、毛利家文庫「行程記」と同じく、七八〇分の一程度とみられる。

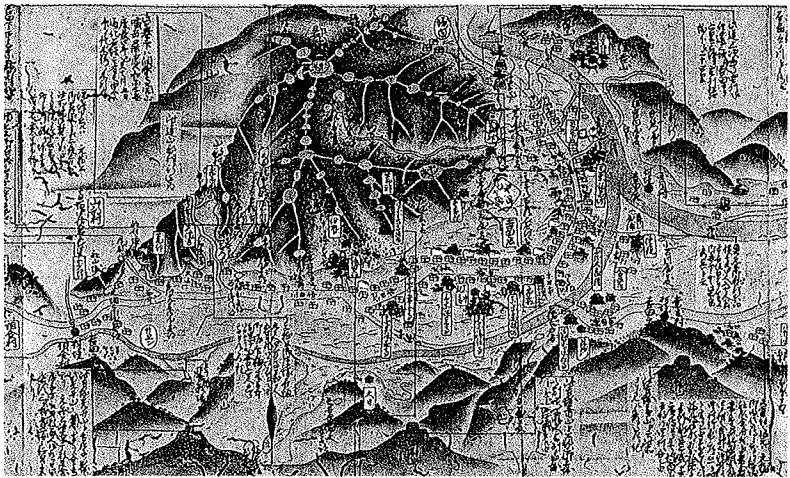
萩〜江戸間を描く毛利家文庫「行程記」は、全体が上り・下り両用図となっている。すなわち、凡例が巻首尾にあり、萩方面から開けば上り、江戸方面から開けば下りとなる趣向で、いわば図面の天・地がない。このため、描写の視点は常に街道上に据えられ、街道を挟んだ左右両方の景観が上下向き合わせに描かれている。これに対して、本図は上り・下りの設定がなく、常に進行方向の左側高所から右方向を俯瞰した斜景図で、「御国廻御行程記」と同様の一方方向スクロール仕立てとなっている。したがって、本図の場合、広島城下までは山陽道を東上するため、基本的に



巻首



表紙



郡山部分

南が図の上側になり、本州の陸地側から瀬戸内海方面を俯瞰した構図となっている。また、同城下からは北上するため、今度は東が図の上側になり、街道の西側から東方を望んだ構図となる。

二 ルート

起点は山陽道の周防・安芸国境の小瀬川であり、同道を広島城下へ進み、城下の境町で分岐して北上し、毛利元就墓所や郡山城跡がある安芸国高田郡吉田庄が終点である。図中には、吉田庄に隣接する相合村の宮崎八幡宮までが示されている。

図中で確認できる通過村は、図1のとおりである。安芸国沼田郡八木村、高田郡下根村間が失われており、これが前項で述べた八折分の欠失箇所⁵⁾に該当すると思われる。毛利家文庫「行程記」には、吉田へ向かう街道が横川村境辺りまで描かれているが、この箇所の注記に、

此道沼田郡楠村、新庄村、長束村、下安村、佐藤村、古市村、中須村、緑井村、八木村、高宮郡可部町、中野村、町屋村、大林村、高田郡向山村、上根村、下根村、佐々井村、勝田村、入江村、長屋村、桂村、高野村、川本村、山手村、常友村を伝ひ吉田村へ行、広島より可部迄八四里八丁、吉田迄八拾壹里八丁、此間二可部町駅也

と記されている。この内容に従えば、本図の欠失箇所は、高宮郡可部町、中野村、町屋村、大林村、高田郡向山村、上根村と推定される。なお、本図のルート模式図は、図2のとおりである。

なお、本図中には、街道通過村の近隣村も描き込まれている。これらのうち、広島城下、吉田庄間の村名は次のと

おりである

沼田郡東村、高宮郡北ノ庄東村、同郡古市中筋村、沼田郡東原村、温井村(原文は温見村と誤記)、中条志村、高宮郡杉村(原本欠失のため村名表記のみ)、高田郡上入江村、同郡下入江村、同郡桂村、同郡小山村、同郡福原村、同郡竹原村、同郡国司村、同郡山部村

萩藩では、藩主の代替わり時や元就の年忌時に郡山参詣が行われている。「国郡志御用ニ付下調査出帳」⁵⁾吉田村の項には、百年忌(寛文十年(一六七〇))、百五十回忌(享保五年(一七二〇))、二百回忌(明和七年(一七七〇))、二百五十回忌(文政三年(一八二〇))の代参が記されている。また、藩主代替わり時の代参は、享保十九年(一七三四)五月・毛利伊勢、宝暦二年(一七五二)五月・宍戸出雲、天明四年(一七八四)五月・毛利外記、寛政八年(一七九六)五月・宍戸美濃、文化七年(二八一〇)五月・毛利筑後の五度が記されている。

江戸時代、萩から吉田へ行くには、山代街道を経由するルート(萩、亀尾川、吉田)と萩往還・山陽道を経由するルート(萩、山口、三田尻、広島、吉田)があったようだが、代参のように比較的大規模な人数(二五〇名程度)では、街道整備の進んだ後者が利用されたとみるのが妥当であろう。代参時の行程を記した資料が確認できないため断定には至らないが、本図は毛利元就墓所ならびに郡山城跡への参詣ルートを描いたものと素直に考えてよいだろう。

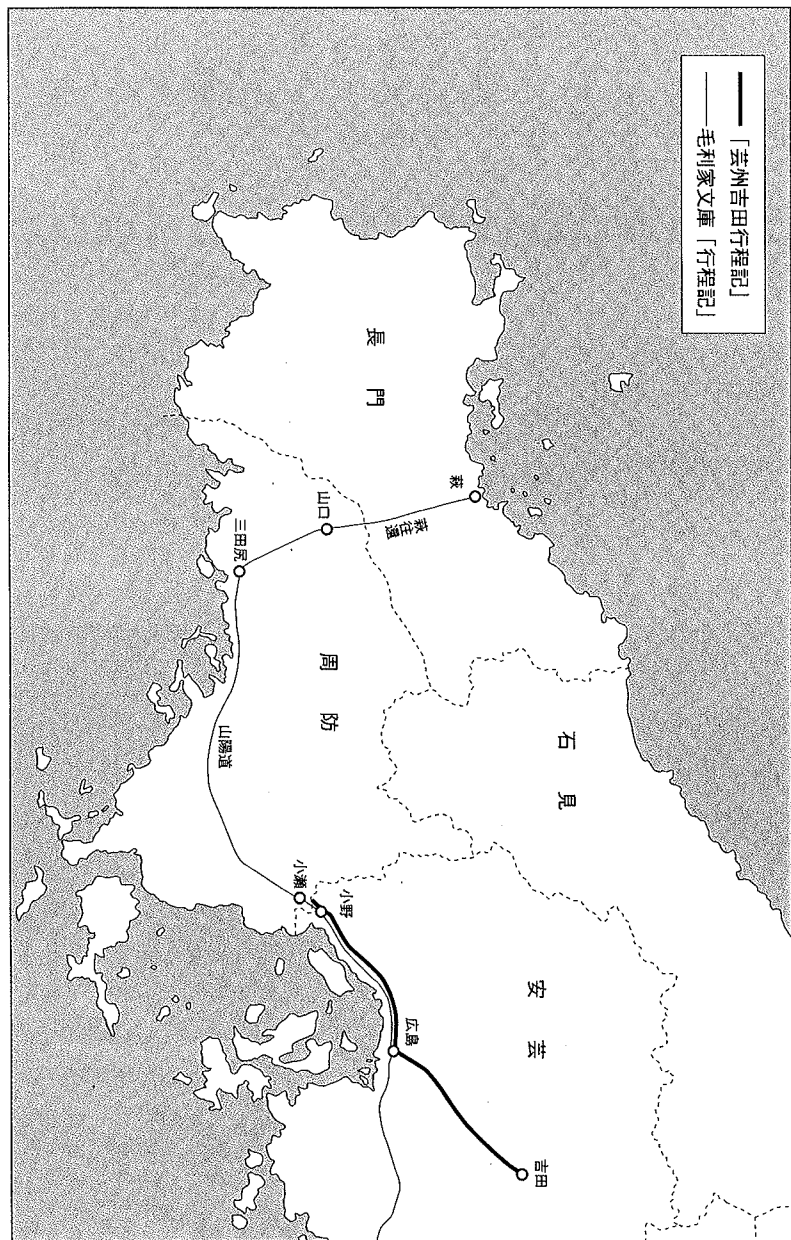


図2 「芸州吉田行程記」のルート模式図

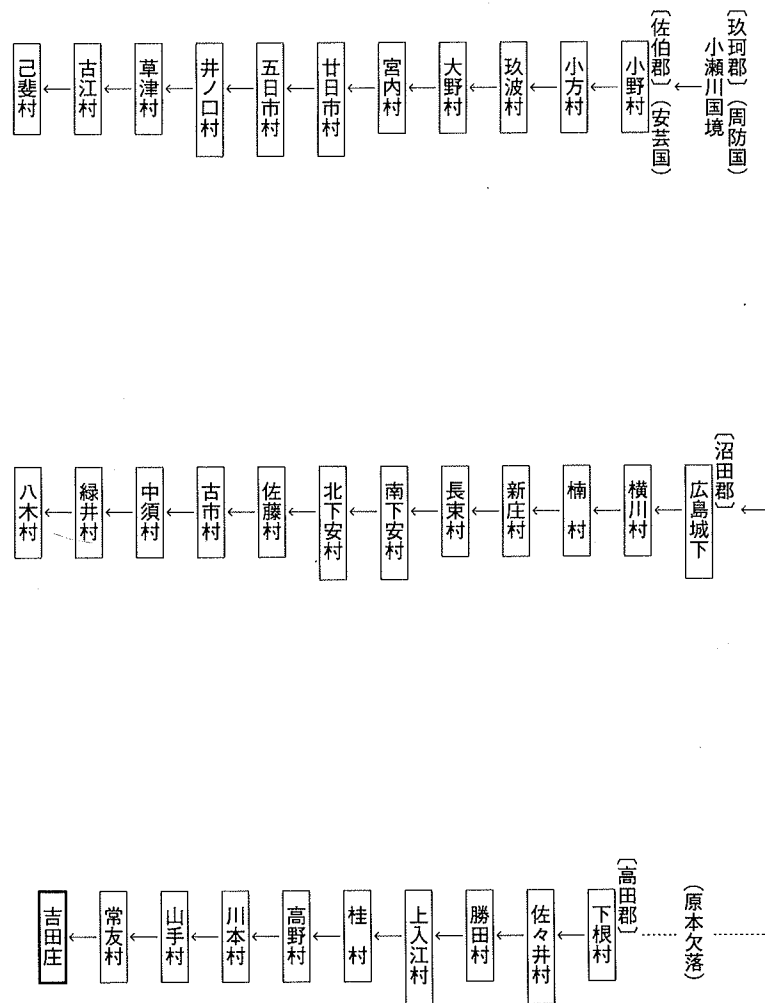


表1 「芸州吉田行程記」の通過村

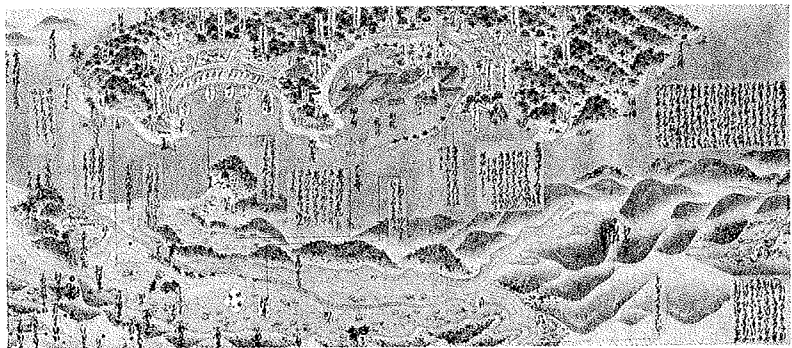
三 描写内容

山川などの自然景観は絵筆で描かれるが、村名の柵や、人家・蔵・番所・寺社・一里塚などは印で表示されている。印の種類は、巻頭の凡例に示されているが、蔵や番所は記入から漏れている。このうち、人家に注目すると、毛利家文庫「行程記」(山陽道区間)では、切妻造を右斜め方向から見た図形の印が使用されているが、本図は左斜め方向からのもので、両図の印種が異なっている。

名勝・旧跡、由緒ある寺社等には、注記が適宜付けられている。本図のルートでは、土地柄から毛利家ゆかりの墓所や古戦場関係のものが多い。各注記は、朱色の引き出し線を使い、張り紙形式で示されている。この注記方法や印の使用などは「行程記」全般に共通するものであり、特に、印の使用は萩藩絵図方の製作技法の特徴である。

山陽道・小瀬川国境く広島城下区間は、毛利家文庫「行程記」とルートが重複する。ただし、前述の描写方法(俯瞰視点)の違いから、図中に示される景観は異なっている。また、注記ポイントはほぼ同じであるが、内容は本図の方が全般的に簡略である。ちなみに、毛利家文庫「行程記」では、吉田へ向かう道筋は、広島城下の分岐点周辺を描くのみで、道筋自体も特に強調していない。むしろ特記すべきは、本図では厳島の描写が極めて簡素なことであろう。また、能美島、黒髪島など瀬戸内海の島々の多くが省略されており、毛利家文庫「行程記」と比較すればその差は歴然としている。

さて、広島城下で山陽道から分岐した後は、本図独自のルートとなる。高田郡桂村を過ぎた辺りから毛利家ゆかり



毛利家文庫「行程記」(上)と「芸州吉田行程記」(下)／厳島部分の比較

の重臣達の墓所・石塔・古城跡などが次々と示され、注記も賑やかになってくる。とりわけ終点の郡山周辺の注記は詳細である。本図全体を見通せば、郡山周辺の情報に力点が置かれていることは明白である。なお、郡山周辺の注記内容は、別掲のとおりである。

四 製作年代

本図に製作年代の記入はなく、また本図の成立を語る直接的記録も確認できない。したがって、本図の内容およびその他の関係資料から検討してみたい。

まずは、図中に見られる年紀の中で、時期の遅いものを調べてみよう。郡山城周辺にある「舟山八幡宮」の注記に、「御廟所舟山南平二有之由、(並指)□形不知印二櫳ノ木_(並指)本有□藤卷付居、近年二風吹折宝曆十一年ノ秋当所百姓徳兵衛姉右之櫳藤採用シ夫より乱心ス」とある。また、「禪宗国泰寺隠居」の注記には、「夫当隠居ハ広島国泰寺隠居寺也、寛保三年ノ比郡山ノ麓え建立ス、所柄不宜トテ宝曆十二年ノ夏郡山之内奥禅寺谷え引寺ス、此庵式間半二五間茅葺長屋作り(中略)、于時宝曆十一年多治毘村之百姓世良九右衛門銀式百目差出於京都元就公御位牌彩色并御厨子共二泰国院殿御位牌同様ニテ一二三ツ星ノ御紋ヲ付ケ差上ル」(傍線筆者)とある。これらの記事から、図中の年紀に拠れば、本図の完成は少なくとも宝曆十二年夏以降となる。

毛利家文庫「行程記」では、広島城の箇所「広島城主松平安芸守」と記されており、年代推定の一材料となっているが、本図には城主名の記入はない。また、佐伯郡玖波村の高札場注記にある人馬駄賃の額が、両図で若干異なっているが、成立関係の判断材料とするには慎重を期す必要がある。 「行程記」の全般的な特徴として、当時の情報収集事情から、図中の情報は必ずしも同一時期のものではなく、内容的に矛盾を抱えている点が挙げられる。^⑤この特徴を踏まえた上で、最も遅い時期の描写内容を抽出すればよいが、本図中に宝曆期以降に該当する材料を探し得ない。次に、関係資料から検討してみよう。明和元年(一七六四)九月および同二年(一七六五)二月に、萩藩絵図方平田四郎左衛門が藩府に提出した資料に「諸役所控目録」二冊がある。同目録には、絵図方の藩政初期から当時に至るまでの主要業績と、同役職保管の絵図・記録類が列記されている。このうち、明和二年二月提出分に、「御国廻御行程記」を始めとした四種類の「行程記」が記載されているが、本図と覚しき絵図の記載はない。ちなみに、毛利家文庫「行程記」も記載されていないのである。^⑥

本図に製作者を示す書き込みはないが、様式や全体の仕上がりからみて、萩藩絵図方が製作した「行程記」であることに間違いない。同目録の収録範囲の程は分らないが、目録の記載状況と本図の内容に鑑みて、遺漏の可能性はないとみて差し支えなからう。ちなみに、同目録は、絵図方以外の役職分も伝わっているが、いずれにも本図の記載はない。以上から、同目録に拠る限り、本図の完成は、前述した図中年紀の下限(宝曆十二年夏)よりも遅い明和二年三月以降と推定される。

五 伝来経緯

本図は、毛利家文庫や県庁伝来旧藩記録などの藩政文書群として伝来したのではなく、故福尾猛市郎氏の旧蔵に

係るものである。現在、「福尾猛市郎収集史料」（平成四年当館に寄贈）の一つとして整理されているが、同氏以前の伝来経緯は不明である。

ちなみに、本図の凡例下部の張り紙に注目すれば、このような形式は、旧萩町（市）明倫図書館伝来の「行程記」群（萩博物館蔵）に共通するもので、毛利家文庫「行程記」・「御国廻御行程記」には見られない特徴である。ただし、明倫図書館伝来本は、巻首尾に「萩町（市）明倫図書館蔵」の蔵書印があるが、本図には捺されていない。伝来を示す決め手にはならないが、参考までに記しておきたい。

おわりに

本図の構成に関して、一つの疑問がある。それは、本来、本図は萩く吉田間の行程記として製作されたものではないか、ということである。

この点について、当初は萩く吉田間の全三帖で構成されていたが、萩く三田尻間・三田尻く小瀬川間の二帖が伝来過程で分散し、残る一帖として伝わったものが本図であると筆者は推測している。ちなみに、現存する「行程記」のうち、単独であり且つ萩を起点としないものに、熊毛郡八代村く吉敷郡宮野村間の「行程記」がある。ただし、この「行程記」は、萩藩絵図方が複数の「行程記」によって、萩藩領内の主要街道を網羅しようとした中の一作品として位置づけられるものであり、本図とは基本的性格が異なると考えられる。

いずれにせよ、本図が小瀬川を出発点とする妥当な理由は見あたらない。本図と毛利家文庫「行程記」（山陽道区間）の成立関係は不明であるが、本図の冒頭（接続箇所Ⅱ小瀬川）の仕様は毛利家文庫「行程記」と同様であり、本図にも萩く小瀬川区間の「行程記」が接続していた可能性を否定できない。本図の原状を示す資料を確認できないため推測の域を出ないが、今後の検討課題としたい。

〔付記〕本稿の作成にあたって、安芸高田市歴史民俗資料館川尻真氏に御教示を賜った。末筆ながら厚く御礼申し上げたい。

註

- (1) 毛利家文庫・三〇地誌四一。当館蔵。
- (2) 毛利家文庫・三〇地誌五七。当館蔵。
- (3) 拙稿「御国廻御行程記」とその異本について」（『山口県文書館研究紀要』第二五号、一九九八）。川村博忠「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」（『山口県地方史研究』第一五五号、一九八六）。
- (4) 福尾猛市郎収集史料二。当館蔵。
- (5) 『高田郡史』資料編（高田郡史編纂委員会、一九八二）所収。毛利家文庫・三〇地誌一に写本がある。底本・写本とも元就一五〇回忌を寛保五年と記すのは享保五年の誤り。
- (6) 前掲「御国廻御行程記」とその異本について」。
- (7) 毛利家文庫・九諸省四〇（一七の六・七）。当館蔵。
- (8) 目録上の表記は「行程記六冊并寺社旧記七冊共二」。ただし現状は七帖であり、本目録に六冊（帖）と記される理由は不明。
- (9) 川村博忠氏は「行程記」山陽道部分の成立時期を明和元年（一七六四）と推定されている（前掲「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」）。
- (10) 註（6）。
- (11) 萩博物館蔵。内容は註（6）参照。



「芸州吉田行程記」郡山周辺注記釈文

- ① 此川下ハ上甲立村下甲立村深瀬村秋町村備後国志和地村青河村西酒屋村原村ヲ伝イ三次市中え落ル、川筋六里之間吉田より川舟通ル、三次ヨリ香淀ヲ伝イ石州郷ノ川え落ル
- ② 此道三次通り雲州え之往還、三次え吉田ヨリ六里、三次ヨリ雲州松江城下え二十四里
- ③ 此古城住吉山ト云、青山光井山え尼子方寄来リタル時御当家え加勢トシテ陶尾張守人数千五百計立籠リシ古城ト云、今ハ川原山ト云立山也
- ④ 貞元公御廟所、東向横卷丈四尺入七尺小石ニテ石垣白クリ石カキ上御墓印無之、此所島秀兵ト云
- ⑤ 夫当社之根元ハ元就公御時代鶴ヶ岡ヨリ勧請社領余分付シ由、常友村常楽寺村竹原村国司村四ヶ村之氏神也、往古ハ此四ヶ村竹原庄ニて一ヶ村ト定リシ由、慶長之比福島御領ニ相成檢地之節、奉行新宮二郎右衛門ト云



- 者広島ヨリ来リ、村之内小名相尋テ四ヶ村ニ分シ由
- ⑥ 此古城青山ト云、郡山御在城之刻尼子晴久雲州より出城トシテ城築タル由
- ⑦ 元就公御灰塚、石垣九尺四方高サ式尺五寸野ツラ石カキアケ御塚印ニ梅ノ木老本吉田ニテハツカトモ云本口六尺廻リ高サ八間程
- ⑧ 此墓印ハ洞春寺開山曠岳鼎虎大和尚之墓、慶長四年己亥十月五日遷化石塔モ有之由、今ハ印ノ柙ノ木椽ノ木計有リ
- ⑨ 沈ヶ埭ト云ルハ、元就公御葬送之節二夜三日於此所ニ沈御焚せ被成シ由、夫已来沈ヶ埭ト云、前々より聞書ハ際ヶ埭ト書タル者多シ、実字不慥ナラン
- ⑩ 吉田下市真宗福泉坊、郡山御在城之節ハ御菩提所之由、其節青山ノ千諏訪ト云所ニ寺有リ、御当家御証文数通尔今所持ス、其写頭書計左ニ記、福泉坊慶長之比吉田市中え引寺、弘元公元就公御位牌有リ、毎年七月十四日住持元就公御廟參御灯籠差上ル

一天文式年

毛利

元清

御判

吉川

景盛

御判

右官位之御証文

一永祿元年二月二日

元就

御判

宍戸安芸守依所望領地式拾五町是又領分五ヶ国東泉

寺福泉坊五十八ヶ寺之触頭御証文

一永祿元六月二日

元就

御打渡之御証文

一永祿二年御普請成就御引渡之御証文

輝元

天正元年 大江元千代

知行式百貫

元清

中納言

輝元

一明後廿日広島居城鼓笛御借用之御書

輝元

一〇正〇〇〇(虫掛)

右馬守元就

御打渡

一天正〇〇年(虫掛)

輝元

御打渡御証文

一天正四年六月八日

輝元

福泉坊屋敷引渡御証文

栗屋藏之允殿

右之外数通有之、以上廿一通所持

〔※⑩の文書内容の記述には錯誤がある〕

⑩隆元公御石塔高サ三尺五寸ノ御(石影之)銘二日

永祿六癸亥

常栄寺殿前光祿大史華深栄公大居士

八月四日

右御石塔隣村多治毘之百姓世良九右衛門三十ヶ年以前
二此所え建シ由、隆元公御廟所吉田ヨリ北ニ当リ佐々
部村之内式敷ト云小村ニ和佐田ト云小浴有リ、往古蓮

花寺ト云寺有ル由、此寺内ニ御廟所有之由、今ハ寺共

ニ絶破シテ畠トナリ御廟所其形不知

⑫此道吉田ヨリ山部村印内原田村佐々部村備後国香淀村

ヲ伝イ雲州え之近道、難所馬通ヒナラス

⑬元綱公船山御在城御屋敷ハ麓ニテ今百姓抱ノ畠ト成、

御廟所舟山南平ニ有之由、(形)形不知、印ニ櫻ノ木壺本

有(藤)藤卷付居、近年ニ風吹折宝曆十一年ノ秋当所百姓

徳兵衛姉右之櫻藤採用シ夫より乱心ス、社人はヲ聞テ

祈リ快氣ス、依テ三尺ニ四尺ノ祠ヲ建船山権現ト同拾

二年ノ春より祭り奉ル

⑭此古城光井山ト云、尼子ノ出城之由、此光井山之麓ニ

ナメラ谷ト云所アリ、元就公此所ニテ数日御合戦尼子

方之首数百人御取ラセ此尾(頭)頭三ヶ所首塚被仰付尔今

アリ

⑮此川上奥多治毘村ヨリ流れ来ル小川ナリ

⑯此道多治毘村ヲ伝イ山縣郡河井村美布村新庄村へ行、

吉田ヨリ新庄え七里半

⑰宮ノ尾八幡宮当社神殿梁行六間桁行三間、舞殿二間ニ
五間程、慶長五年御当家ヨリ御建立之由、其後吉田
村・山部村・相合村三ヶ村氏神ニテ先年(虫掛)造立スト
云、往古社僧有リ、真言宗新光院ト号退転ス、寺屋敷
今畠トナル、宮崎八幡宮是ナリ

⑱ 祇園社

当社神殿桁行五間梁行式間半、拜殿桁行五間梁行式間半、共ニ

檜皮葺

社人波多野信濃、往古ハ社僧有シ由、中古ヨリ社僧

退転ス、当社之観請不知、正中之比棟札有ト云、其

後御当家御代々棟札有トゾ御当家度々御建立有之

由、然共御国替已後吉田村相合村山部村三ヶ村氏子

トモ造営ス、元祿七年戊戌年遷宮之御初穂トシテ長州

萩ヨリ白銀拾枚被遣之、其後元祿拾五年御簾并戸帳

御寄進

一鳥居之額 感神院聖護院御筆今ニ有

一元龜年中三月京都吉田之神主兼右氏当社止宿

一天正武卯年十二月ヨリ明ル正月迄九條殿当社御逗留
源氏物語御講釈、右古キ御殿之カウシノ廻り縁ニ書
付有之、元禄七年造立之節見出シ其廻り縁社壇ニ□^(註)
置ト云、祭礼毎年六月十三日ヨリ十四日ニ祭ル

⑩夫当庵ハ広島国泰寺隱居寺也、寛保三年之比郡山ノ麓
ニ建立ス、所柄不宜トテ宝曆十二年ノ夏郡山之内奥禪
寺谷ニ引寺ス、此庵式間半ニ五間茅葺長屋作り本尊右
脇ニ泰国院殿安善園之大口御位牌、左ニ洞春寺殿御位牌、
前庵之時ヨリ安與ス、于時宝曆十一年多治毘村之百姓
世良九右衛門銀式百目差出於京都元就公御位牌彩色并
御厨子共ニ泰国院殿御位牌同様ニテ一二三ツ星ノ御紋
ヲ付ケ差上ル、隱居和尚未入寺成番僧也、七月十
四日元就公御廟參仕來ル、芸州ニテモ新寺号庵号不成
今ニ隱居ト唱